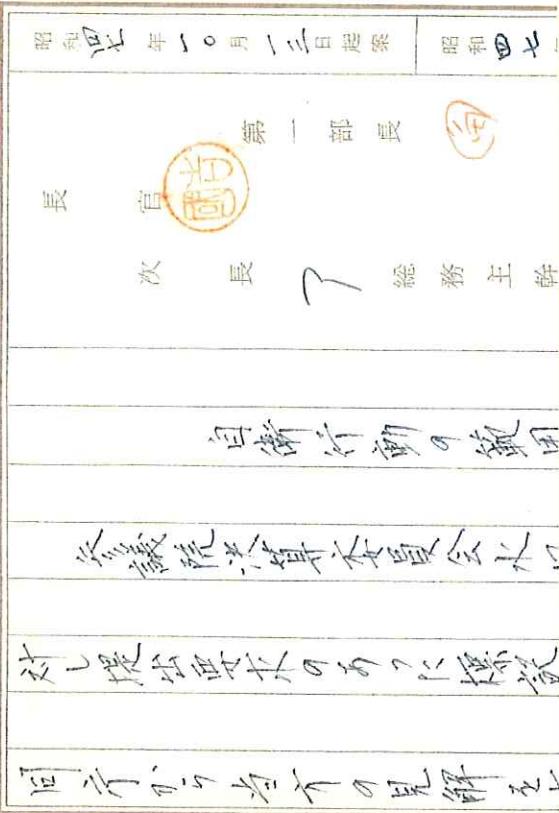


防衛庁 政府見解 (内閣法制局10月13日協議決裁)

昭和47年政府見解 (内閣法制局10月7日決裁)



参議院水口宏三議員要求資料
自衛行動の範囲

防衛庁
47.10.14

1 憲法第9条のもとににおいて許
容されている自衛権の発動につ
いては、政府は、従来からいわ
ゆる自衛権発動の3要件(わが
国に対する急迫不正な侵害が
あること、…(略)に該当する場合
に限られる)と解している。

わが国に対する～



**外国の武力攻撃によつて国民の
生命等が根底からくつがえされる**



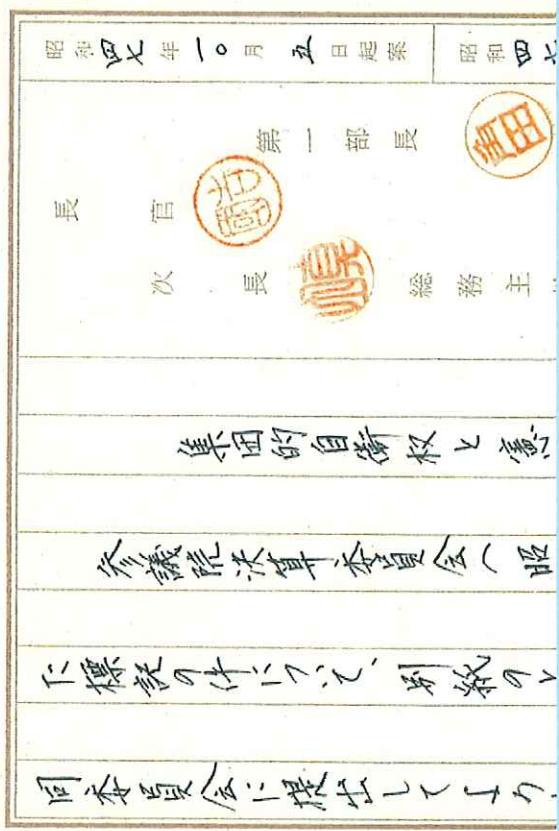
わが国に対する～



同盟国に対する～

7. 1 開議決定

読み替え！



わが国に対する～

わが国に対する～



わが国に対する～



同盟国に対する～

昭和47年 政府見解

昭和四七年一〇月五日起案 昭和四七年一〇月七日決裁 主査 早坂

内閣法制局
昭和四七年十月四日

第一部长

参事官

金印

長官
次長
總務主幹

参事官補

金印

集団的自衛権と憲法上の関係について

參議院決算委員会（昭和四七年九月二十四日）から提出要求があり、本件の件について、別紙のとおりとりまとめにして、これを同委員会に提出して下りし。

内閣法制局

（参考）
国際法上、國家は、いかにも集団的自衛権を有する、自己の直接攻撃等に対して、いかにかかわらず、実力をもつて阻止すること、正当化されると、その地位を有して、立ち位置とする。

国際連合憲章第五一条、日本国との平和条約

御高裁を仰ぎます。

八備考

外務省と協議済である。

第五条(c)、日本国とアメリカ合衆国ヒノ内閣相互協力及び安全保謢条約前文並びに日本国とソビエト社会主義共和国連邦
との共同宣言第第三段の規定は、この国際法の原則を宣明したものと思われる。そして、わが國が右の集団的自衛権を有してゐることは、國家である以上、当然と認められに至る。

上集団的自衛権を有してゐるとしても、國权半發動として

これを行使することは、憲法の容認する自衛の措置

の限界をこえるものであつて許されないと立場ににつ

て、ちがい、これは次のように考へ方に基づくものである。

憲法等在条は、同條に、内中の戰争を放棄し、

内中の戰力の保持を禁止して、ちがい、前文に沿つて、

金世界の國民が、平和のうちに生存する権利を有す

と解されない。しかしながら、だからといって、和平主義を

その基本原則とする憲法が、右にう自衛のための措置を

無制限に認めてゐるとは、解されないのである。それ

は、あくまで外國の武力攻撃によって國民の生命、自由

及び幸福追求の権利が根底からえぐかれると、う

急迫、不正の事態に對処し、國民のこれら権

利を守るために止むを得ない措置としてはじめて容認

ことを確認し、また、第一三條並下生命、自由及び平

福追求に対する國民の権利については、國政以上で、

最大の尊重を必要とする旨を定めて、ることから

わが國が天下から存立を全うし國

民が平和のうりに生存することまでも放棄しては、やがてあつて

自己の平和と安全を維持しその存立を全うする

ために必要な自衛の措置をとら、レ匠
禁じて、ちがい

その措置は、右の事態を排除するためとされるに必要最少限度の範囲にとどまるべきものである。そしにとすれば

は、わが憲法の下で、武力行使を行なう、とか許される

のは、わが國の領土及作國民に対する急迫、不正の

侵害に対処する場合に限られるのであつて、したがつて、他

に加えられに武力攻撃を阻止することをその内容

とする集団的自衛権の行使は、憲法上許されば、と、

やがてを得ない。

防衛庁 政府見解

9

長官印
第一部长
次長
ア 総務主幹
参考官
参考官補

昭和四七年一〇月一三日起算
昭和四七年一〇月一三日決算
主査

う、当直に立てば、と申すに及ばず、と考
えより、ハサリ。

御萬氣を仰ぎます。

内閣法制局

參議院決算委員会水口宏三委員から防衛庁に
対し提出された資料の資料（別添）について、
同席から省略の見解を求めるに於ける検討したと
記載してある。

自衛行動の範囲について

(裏)

参議院水口宏三議員要求資料

防衛庁
47.10.14

自衛行動の範囲

- 1 奪法等9条のものにおいて許容されている自衛権の範囲については、政府は、従来からいわゆる自衛権範囲の3要件（我が国に対する急迫不正な侵害があること、この場合に他に適当な手段がないこと及び必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと）に該当する場合に限られると解している。
- 2 わが国に対し外部からの武力攻撃がある場合、わが国の防衛に必要な限度において、わが国の領土、領海、領空においてばかりではなく、周辺の公海、公空において、これに対処する場合であっても、二の二とは、自衛権の限度をこえるものではなく、憲法の禁止するところとはならぬ。この場合、自衛行動ができる公海、公空の範囲は、外部からの武力攻撃の態様に応ずるものであり、一概にはいきかず、自衛権の行使に必要な限度内の公海、公空に及ぶことができるものと解している。
- 3 いわゆる「海外派兵」については、その用語の明確な定義はないが、海外派兵が憲法第9条のものにおける自衛権の限界との関連で問題とされてきたものであるので、このうち

平成 27 年 9 月 15 日 参議院 平和安全法制に関する特別委員会 中央公聴会

○公述人（弁護士・元最高裁判所判事 濱田邦夫君）

それで、今回私も初めて目にした資料が、そのとき防衛庁というところが「自衛行動の範囲について」という見解をまとめて、それを法制局の意見を求めたということでございまして、手書きのところには防衛庁とありますが、ワープロに打ち直したところは防衛庁という記載がございませんけど、いずれにせよ、これは防衛庁のものとして認められて、そのとき国会にも出されております。

この四十七年の政府見解なるものの作成経過及びその後の、その当時の国会での答弁等を考えますと、政府としては、明らかに外国による武力攻撃というものの対象は我が国であると。これは日本語の読み方として、普通の知的レベルの人ならば問題なく、それは最後の方を読めば、「したがって」というその第三段でそこははつきりしているわけで、それを強引に外国の武力攻撃というのが日本に対するものに限られないんだというふうに読み替えをするというのは、非常にこれは、何といいますか、法匪という言葉がございますが、つまり、法律、字義を操って法律そのものの、法文そのものの意図するところとは懸け離れたことを主張する、これはあしき例であると、こういうことでございまして、とても法律専門家の検証に堪えられないと。

○蓮舫君 今審議されている集団的自衛権の行使を認めるこの立法、この立法そのものは合憲の範囲内ですか。

○公述人（濱田邦夫君） 違憲です。

○蓮舫君 この四十七年政府見解に限定的な集団的自衛権がそもそも含まれていたと。含まれていると読めるんでしょうか。

○公述人（濱田邦夫君） それは読みたい人がそう読んでいるというだけの話で、裁判所に行って通るかというと、これはあくまで一私人としての推測になりますけれども、それは通らないでしょう。

○蓮舫君 この四十七年政府見解、外国の武力攻撃、これを読み替えているんですね、政府は。この読み替えは法的な論理として認めることは、これは困難と解していいでしょうか。

○公述人（濱田邦夫君） 日本語を普通に理解する人のみならず、法律的訓練を受けた専門家から見たならば、とてもそのような読み方はできないと。それだけじゃなくて、先ほども申し上げたように、これは起案されて僅か二日でこの見解なるものができて、それをぱくっと時の内閣、これは田中角栄内閣になるんですか、が認めているということで、閣議決定があったわけではなくて、その法制局の意見をそのまま政府見解としたというだけの話ですね。

それで、その後の国会での審議の状況を見ますと、この作成に携わった方が海外派兵ということは全然視野に入っていないませんということを何回も確認をしているわけで、それに加えて、防衛庁がその点について自ら作った、今お手元に差し上げた文書で、海外派兵は憲法の枠外だよとはっきり言っているわけですね。それを今更そこにあったというのは、先ほど申し上げたように法匪的な発想でしかありません。

牛井を頼んだが、天井を出
られたりかれたの。政治家の小
西進之參議室は、安保法導入
議論の日程が複数ある中で、
その内閣の主張した。確かに法
案を複数の会議を経ての審議
で、それが合意された後、
審議の上場が複数ある中で、
安倍政権が勝ち残す。相模の1つが「
72年改定の改正案だ。つまり、72年真解
の真解で「行政の権限を削減された」と
ある。これは改定でない、72年改定の結
論が真解である。真解が「本國の實力
攻撃」に対する三権や権限をもつ。この
攻撃が、日本への攻撃にわたる認定
して、これがNAFTAの規則は、関係な
關係における起因を放棄された場合の反撃
である。この問題が繰り出したのである。
曲解のものが解説だ。小西進は最近、72
年改定の三権を真解とされた「防衛
庁真解」の本文を手した。しかし、小西
の本解は、防衛省局が改定を監修した。この見
解では、「本國の實力」を眞木正が眞
解するが、眞木が眞木が改定。それが本
の眞解で、小西が改定の監修だ。だから
72年真解の日本への攻撃に対する認定して
なに違ひはない。改定は改定で改定
の解説で、防衛庁真解は矛盾する。小
西氏は先日、防衛省局が改定を監修した。中谷
氏は「矛盾してしまった」の1年間のたつ
た。72年真解が改定されたのがNAFTA改定
法で、これは改定の監修が眞木してある。

政権の責任は眞木せざる。牛井が、
天井である。眞木の改定が眞木を改定する
早速改定に改定が眞木を改定する。